

社員援護保険をご契約いただく皆様へ

## 重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

この書面では、社員援護保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、ご契約者以外の被保険者がいる場合には、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

「契約概要」	保険商品の内容をご理解いただくための事項
「注意喚起情報」	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

### 用語のご説明

「ご契約のしおり（普通保険約款）」にも用語のご説明（定義）が記載されておりますので、ご確認ください。

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。
日本郵政グループ	日本郵政株式会社、日本郵政株式会社の連結子会社およびこれらの会社に準ずる企業または団体をいいます。
日本郵政グループ社員等	① 日本郵政グループの役員 ② 日本郵政グループの社員（1年以上勤務予定の者）
配偶者	保険契約者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）をいいます。
普通援護	主たる被保険者を保険契約者とする保険契約をいいます。
特別援護	主たる被保険者を保険契約者およびその配偶者とする保険契約をいいます。
契約対象者	普通援護及び特別援護の被保険者が契約申込日（保険契約の申し込みの日をいいます。）において、社員援護保険普通保険約款に規定する疾病、または同約款に規定する障害について次の①または②に該当しない者をいいます。 ① 医師の診察、検査、治療、投薬その他の治療を受けている者。 ② 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で医師に治療を要すると診断されている者。
契約日	保険契約の第1回目の保険料が次の①②の日から生じる保険契約上の責任の開始日をいいます。 ① 保険料を給与控除の方法により払い込む場合には、第1回保険料が払い込まれた日の属する月の1日 ② 保険料を給与控除以外の方法により払い込む場合には、第1回保険料が払い込まれた日の属する月の翌月の1日
更新日	保険契約が更新された場合、保険期間満了日の翌日をいいます。
払込応当日	保険料の払込単位に応じた、保険期間中の保険料払込日をいいます。
保険金額	保険金の支払限度額をいいます。

不慮の事故	急激かつ偶然な外因による事故をいいます。 ①急激な事故とは、突発的な事故をいい、傷害の原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ②偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予想されない出来事をいいます。なお、加害行為に対する正当防衛、緊急避難、または人命救助の行為は、それらの行為の導因が偶然である場合には、偶然の事故として扱います。 ③外因とは、傷害の原因が身体の外部からの作用によることをいいます。
特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症および二類感染症をいいます。
増口	社員援護保険普通保険約款に規定する口数の範囲内において契約の口数を増加させることをいいます。
減口	すでに契約している口数の一部を解約することをいいます。

### 1 契約締結前にご確認いただく事項

- 商品の仕組み・・・「[契約概要](#)」  
社員援護保険は、被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、万一、死亡（急激かつ偶然な外因の事故および特定感染症による死亡については、事故等死亡保険金を加算）、または障害になられた場合のほか、不慮の事故によってケガをされ1日以上入院をした場合に保険金をお支払いします。
- 基本となる補償、保険の対象および保険金額等  
①基本となる補償・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」  
基本となる補償は、次のとおりです。

#### 【普通援護】

号	保険金の種類	被保険者	保険金支払事由
1	死亡保険金	保険契約者	保険期間中に被保険者が死亡したとき
2	事故等死亡保険金	保険契約者	被保険者が次の①または②に該当する場合、前号の死亡保険金に加算して支払う保険金です。 ①保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき ②保険期間中に特定感染症を直接の原因として死亡したとき
3	障害保険金	保険契約者	被保険者が、保険期間中に受けた傷害またはかかった病気により労働者災害補償保険法に規定する第1級から第5級のいずれかの身体障害状態になったとき
4	入院保険金	保険契約者	被保険者が保険期間中に生じた不慮の事故により1日以上入院したとき
5	子供死亡保険金	保険契約者の子（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子）	被保険者が次の①または②に該当する場合支払う保険金です。 ①保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡（保険期間中および保険期間終了以降も含む）したとき ②保険期間中に特定感染症を直接の原因として死亡したとき

6	配偶者死亡保険金	保険契約者の配偶者	被保険者が次の①、②及び③のいずれかに該当する場合支払う保険金です。 ①保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき ②保険期間中に特定感染症を直接の原因として死亡したとき ③保険期間が更新された保険契約の被保険者が死亡したとき
---	----------	-----------	---

【特別援護】

号	保険金の種類	被保険者	保険金支払事由
1	死亡保険金	保険契約者およびその配偶者	保険期間中に被保険者が死亡したとき
2	事故等死亡保険金	保険契約者およびその配偶者	被保険者が次の①または②に該当する場合、前号の死亡保険金に加算して支払う保険金です。 ①保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき ②保険期間中に特定感染症を直接の原因として死亡したとき
3	障害保険金	保険契約者およびその配偶者	被保険者が、保険期間中に受けた傷害またはかかった病気により労働者災害補償保険法に規定する第1級から第5級のいずれかの身体障害状態になったとき
4	入院保険金	保険契約者およびその配偶者	被保険者が保険期間中に生じた不慮の事故により1日以上入院したとき
5	子供死亡保険金	保険契約者の子（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子）	被保険者が次の①または②に該当する場合支払う保険金です。 ①保険期間中に生じた不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡（保険期間中および保険期間終了以降も含む）したとき ②保険期間中に特定感染症を直接の原因として死亡したとき

②保険金をお支払いしない主な場合・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款）をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ア 被保険者が更新前の最初の保険契約の契約日から1年以内に自殺したとき イ 保険金の受取人の故意により被保険者が死亡したとき ウ 戦争、その他の変乱
事故等死亡保険金	ア 被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失 イ 被保険者の犯罪行為 ウ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転した際の事故 エ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ 地震、噴火および津波による事故 カ 戦争、その他の変乱

障害保険金	ア 被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失 イ 被保険者の犯罪行為 ウ 戦争、その他の変乱
入院保険金	ア 被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失 イ 被保険者の犯罪行為 ウ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転した際の事故 エ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ 戦争、その他の変乱
子供死亡保険金	ア 被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失 イ 被保険者の犯罪行為 ウ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転した際の事故 エ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ 戦争、その他の変乱
配偶者死亡保険金	ア 被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失 イ 被保険者の犯罪行為 ウ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転した際の事故 エ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 オ 戦争、その他の変乱

③お支払いする保険金の額・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」

お支払いする保険金の額は、事故等の区分により次のとおりです。

事故等の区分		1口あたりの保険金額	
		普通援護	特別援護
死亡保険金	60歳未満	250,000円	250,000円
	60歳以上	180,000円	180,000円
事故等死亡保険金		200,000円	200,000円
障害保険金	第1級	250,000円	250,000円
	第2級	60歳以上	180,000円
	第3級の2～4		
第3級の1・5、第4級、第5級		100,000円	100,000円
入院保険金（日額）		400円	400円
子供死亡保険金		30,000円	60,000円
配偶者死亡保険金		10,000円	-

（注1）表中の年齢区分については、保険契約日または契約更新日時点での満年齢になります。

（注2）障害保険金は、労働者災害補償保険法の別表に基づき、等級認定を行います。

④保険金額の設定（契約限度口数）・・・「[契約概要](#)」

社員援護保険の契約口数は、保険契約者1人につき、普通援護および特別援護を合わせて30口を限度とします。なお、保険契約者がその配偶者が契約した特別援護の被保険者でもあるときは、当該保険契約者が当該特別援護を契約したものとみなします。

お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の契約口数欄でご確認ください。

⑤保険期間・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」

社員援護保険の保険期間は、契約日または更新日の午前0時から12か月間です。

（3）保険料と払込方法等

①保険料・・・「[契約概要](#)」

保険料は、普通援護が1口につき60円、特別援護が1口につき120円になります。

②保険料の払込方法と払込期限・・・「[契約概要](#)」・「[注意喚起情報](#)」

保険料の払込方法は次のとおりです。

払込方法	払込単位	払込期限
給与控除	月 払	給与支給日
	半年払	更新日および6か月経過後の払込応当日が属する月の給与支給日
	年 払	更新日の属する月の給与支給日
給与控除以外	半年払	更新日および6か月経過後の払込応当日が属する月の前月の末日
	年 払	更新日の属する月の前月の末日

### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い・・・「注意喚起情報」

ア 給与控除による保険料の払込については、払込期月の翌月1日から翌月末日までを猶予期間とします。

イ 給与控除以外による保険料の払込については、払込期月の翌月1日から翌々月末日までを猶予期間とします。

ウ 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日にその効力を失います。

エ 猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合、当法人は、その時まで払い込まれるべき保険料のうち、未払込の保険料がある場合には、その未払込の保険料を支払うべき保険金の額から差し引きます。

### (4) 満期返戻金・契約者配当金・・・「契約概要」

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時にご注意いただく事項

### (1) 告知義務・・・「注意喚起情報」(保険申込書の記載上の注意事項)

ご契約者には、ご契約いただく被保険者みなさまの告知をとりまとめるうえ、ご契約時に告知事項について、事実を正確に記載していただく義務(告知義務)があります。告知事項とは、保険契約申込書の記載事項とすることによって郵政福祉が告知を求めたものをいいます。告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

- 口頭でお話し、または資料を提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払します。

### (2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)・・・「注意喚起情報」

ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ●ご契約を申し込まれた日 ●契約申込書を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に郵政福祉地方本部に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】最寄りの郵政福祉地方本部(次ページに記載) 【ご通知いただく事項】 ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印および電話番号 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・ご契約を申し込まれた保険商品の名称

お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、郵政福祉は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
-----------------	---

### (3) 死亡保険金受取人・・・「注意喚起情報」

保険契約者が死亡された場合の保険金の受取人は、保険契約者が指定された方となります。受取人を指定される場合は、配偶者及び2親等以内の血族(祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫など)の範囲で、お一人をご指定ください。

なお、保険金の受取人の指定がない場合、または指定した受取人が死亡によりいない場合の保険金の受取人は、以下の方となり、その順位は各号の順序となります。ただし、②から⑥は、保険契約者の死亡当時、主として保険契約者と生計を一にしていた方となります。

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟・姉妹

上記の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。

また、同順位の受取人が2人以上いる場合は、同順位の方の同意を得た代表者1人に保険金をお支払いします。なお、同順位の方の同意を得られない場合は、保険金額をその人員に等分してお支払いします。

死亡保険金の受取人に該当者がなく保険金をお支払いすべき方がいない場合は、その保険金を保険契約者の相続人にお支払いします。

### (4) 商品内容等が改定された場合・・・「注意喚起情報」

保険料や保険金額をはじめとする商品内容等の改定が行われた場合、すでにご契約をいただいている保険契約のお取り扱いは、次のとおりとなります。

- ①改定年月日以降に更新された保険契約の保険始期より新たな補償内容等が適用されます。ご契約者様の契約更新日(保険始期)によって、適用時期が異なりますのでご注意ください。
- ②改定年月日以降の契約内容の変更(口数変更等)においても、その保険契約が更新されていない場合は、改定前の補償内容が適用されます。
- ③保険金額が改定された場合であっても、お支払いする保険金額の算定にあたっては保険事故発生日時点での保険金額が適用されます。

## 3 契約締結後にご注意いただく事項

### (1) 通知義務・・・「注意喚起情報」

- 住所を変更された場合  
住所を変更された場合は、遅滞なく郵政福祉地方本部までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、ご注意ください。
- 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合  
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ郵政福祉地方本部までご連絡ください。ただし、ご契約内容の変更を取り扱えない場合があります。

### (2) 解約返戻金・・・「契約概要」・「注意喚起情報」

ご契約を解約される場合は、郵政福祉地方本部までご連絡ください。社員援護保険普通保険約款の規定に従い、保険料を返還します。なお、返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。

解約返戻金の額等の詳細につきましては、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

### (3) 配偶者による特別援護の解除請求・・・「注意喚起情報」

特別援護の保険契約者の配偶者がこの保険契約の被保険者となることについて同意をしていなかった場合は、その配偶者は保険契約者に解除を求めることができます。配偶者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、速やかに郵政福祉地方本部までご連絡ください。

#### (4) 重大事由による解除

保険金を搾取する目的で事故招致（未遂を含みます。）させた場合や、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款）をご参照ください。

#### (5) 契約年齢誤りの取扱い

保険契約者（特別援護については保険契約者の配偶者を含みます。）から告知された生年月日に誤りがあり、実際の契約年齢が保険契約の対象となる範囲内であった場合には、契約日または契約変更日から実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

#### (6) 保険証券

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、郵政福祉地方本部までお問い合わせください。

## 4 その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 保険契約者保護機構について・・・「注意喚起情報」

社員援護保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、郵政福祉に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

#### (2) 保険更新時における契約条件の変更等について・・・「注意喚起情報」

郵政福祉は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、主務官庁の認可を得て、保険契約の更新に際して、次の変更を行うことがあります。

①保険料を増額しましたは保険金額を減額すること。

②保険契約の更新を行わないこと。

#### (3) 保険料または保険金の額の定期的見直し・・・「注意喚起情報」

郵政福祉は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるよう、少なくとも3年ごとに保険料または保険金額の妥当性について定期的検証を行います。

定期的検証の結果、保険料または保険金額の見直しを行う場合には、その内容について主務官庁の認可を取得したのちに、その対象となる保険契約者全員に通知します。

#### (4) 個人情報の取扱いについて・・・「注意喚起情報」

##### ①所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、適正な契約管理に必要な次に記載の個人情報について、所属会社から郵政福祉に情報が提供されます。

・契約時の社員コード、最新の所属情報（会社、事業所、部課）及び氏名

・保険料控除不能時の事由（退職、休職、育児休業、出向等）及び該当理由の発生年月日

##### ②お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

郵政福祉は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、郵政福祉の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、郵政福祉は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止の為必要な対策を講じています。

郵政福祉の個人情報保護方針については郵政福祉のホームページ（<http://www.yuseifukushi.or.jp>）をご覧ください。

#### (5) 事故が起こった場合

●事故が起こった場合、速やかに郵政福祉地方本部までご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款に定める書類のほか、当法人が保険金支払に必要な事項の確認を行うために必要な書類を提出していただく場合があります。

## 5 保険契約に関する相談・苦情・お問合せ

① ご契約内容の詳細や各種ご相談・苦情等については、郵政福祉の各地方本部までご連絡ください。

●受付時間 平日午前9時～午後5時

■北海道地方本部 〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20  
TEL 0120-816-922 / 011-218-8070

■東北地方本部 〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2  
TEL 0120-510-250 / 022-262-2166

■関東地方本部 〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20  
TEL 0120-954-129 / 048-764-8002

■東京地方本部 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-7  
TEL 0120-120-247 / 03-6365-0294

■南関東地方本部 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5  
TEL 0120-954-130 / 044-201-4500

■信越地方本部 〒380-0921 長野市栗田948-1  
TEL 0120-888-632 / 026-223-1771

■北陸地方本部 〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27  
TEL 0120-626-245 / 076-262-6245

■東海地方本部 〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-21-2  
TEL 0120-517-117 / 052-971-1095

■近畿地方本部 〒540-0029 大阪市中央区本町橋7-3  
TEL 0120-816-755 / 06-7711-6008

■中国地方本部 〒730-0005 広島市中区西白鳥町17-13  
TEL 0120-544-401 / 082-221-5444

■四国地方本部 〒790-0003 松山市三番町8-12-4  
TEL 0120-122-545 / 089-945-1221

■九州地方本部 〒860-0846 熊本市中央区城東町3-1  
TEL 0120-657-716 / 096-355-9301

■沖縄地方本部 〒900-0032 那覇市松山1-32-7  
TEL 0120-630-802 / 098-863-0801

② ご意見・ご要望

■一般財団法人 郵政福祉 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
TEL 0120-216-131 / 03-3502-3768